## 鶴岡市6次産業化ファーストステップ推進事業補助金交付要綱

鶴岡市告示第255号 改正 平成28年3月28日告示第74号 改正 平成30年3月30日告示第90号 改正 平成31年3月29日告示第139号

平成27年4月1日

改正 令和2年8月5日告示第602号の3

改正 令和3年3月31日告示第134号

改正 令和4年3月31日告示第180号

改正 令和5年3月31日告示第171号

(目的及び交付)

第1条 市長は、6次産業化等の取組を推進することにより、本市の農林水産業の活性化を 図るため、他の農林漁業者等へ波及性のある先導的な6次産業化等に取り組む農林漁業者 等に対し、鶴岡市補助金等に関する規則(平成17年鶴岡市規則第56号。以下「規則」 という。)及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、市内の農林漁業者又は農林漁業者が主体となる団体(規約、組織規程、経理規定、組織構成等の組織運営に関する定めがあること。)が実施する鶴岡産の農林水産物を活用した6次産業化等に取り組む事業とする。ただし、過去に本事業による補助金の交付を受けた者、他の同種の補助金等の交付を受ける事業、次条に規定する補助対象経費が視察研修等旅費、講習会参加料、会議費、調査費及び備品購入費のみである事業又は採択年度の3月31日までに完了しない事業は、補助の対象としない。

(補助対象経費及び補助金の額)

- 第3条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助金の額は別表のと おりとし、1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。
- 2 前項の補助金の額は、15万円を限度とする。 (応募)
- 第4条 事業実施主体は、市が定める募集期間において、規則第3条で定める書類のほか、 事業実施企画書(様式第1号)を市長に提出するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、災害等不測の事態に起因する事業の場合は、募集期間外においても申請できるものとする。

(指導・助言)

- 第5条 市は、地域の実情に即し、事業の効果的な推進が図られるよう、関係機関の協力を 求めながら、補助対象者に対して、必要な指導及び助言を行うことができるものとする。 (実績報告)
- 第6条 実績報告の提出期限は、事業完了の日から起算して30日を経過する日又は採択年度の翌年度4月14日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、規則第13条に定めるもののほか、事業実績書(様式第2号)とする。

(事業の評価報告)

- 第7条 事業実施主体は、補助事業実施後の状況について、実施評価報告書(様式第3号) により、補助事業実施年度の翌年度分から2年間評価報告しなければならない。
- 2 前項の報告書は、毎年度、評価を行った年度の翌年度の4月30日までに提出するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による報告書の提出を受けたときは、第4条第1項の事業実施企画 書に照らして事業の達成度等を確認し、必要に応じ事業実施主体に助言又は指導をするも のとする。

(軽微な変更)

第8条 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、補助対象経費の合計額の30パーセント以内の増減及び事業計画における完了日の変更とする。

ただし、完了日は、採択年度の3月31日以前の日への変更に限る。

(支払い)

第9条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。

(補助事業関連書類の備付等)

第10条 事業実施主体は、規則第18条に係る書類のほか、補助事業に係る証拠書類等について、事業終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第11条 その他

この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。 附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。 附 則

この告示は、令和2年8月5日から施行する。 附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。 附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。 附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

## 別表 (第3条関係)

補助対象経費		補助金の額	
区分	説明	補助率	補助限度額
(1) 報償費	講師謝金等	3分の2以内	
(2) 旅費	講師等旅費	3分の2以内	
	視察研修等旅費	2分の1以内	1人当たり
			25,000 円
(3) 需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費	3分の2以内	
(4) 役務費	通信運搬費、手数料		
(5) 委託料	成分等調査(本事業において加		
	工の取組を伴う場合に限る)、		
	加工等の委託料		
(6) 使用料及び	会議用会場、物品等の使用料及		
賃借料	び賃借料		
(7) 原材料費	事業実施主体又はその構成員		
	が自ら供するものを除く。		
(8) 備品購入費	事務用備品、加工用備品等		50,000円
(9) 負担金	会議負担金、講習会参加料等	2分の1以内	

※インターネットでのホームページ開設等に対する費用は、対象外とする。

※印刷製本費はデザイン料や試作費のみとし、大量印刷に係る費用は対象外とする。